

■ 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正
期限を8年間延長、施策の見直しも検討

【提案理由】 人口が著しく減少している地域の人口の確保を図りながら、活力に満ちた地域づくりを引き続き進めるため改正するもの。

Q 人口は減っているが世帯数は増えている。空き家問題等はどう考えているのか。

A 県で空き家対策会議がある。その中で対策を検討している。

Q コンパクトシティ化の考え方もある。中心街を増やして波及効果で全体を増やす考えはあるのか。もっと思い切った政策が必要ではないのか。

A 新たな事業の検討を行う。

Q 上広川小学校の魅力向上の取組を検討とあるが、有効策の考えは。

A 図書館教育の充実と地域を巻き込んだ活動を充実させていきたい。

Q 学校の取り組みだけで人口減少が抑えられると考えているのか。

A 学校の取り組みだけでは人口減少対策というのは難しい。総合的な対策を打っていく必要があると考えている。

Q 町費で賄って結果のできない条例なら止めるべきではないか。

A 今のままの事業では難しいと考えている。国道3号バイパスの計画等、将来的に上広川校区の可能性が残されている。費用対効果を踏まえ、長期的、短期的にどう施策を持っていくか検討を進める。

■ 広川町国民健康保険税条例の一部改正

産前産後期間の国民健康保険税を減免します

【減免対象となる保険税】

出産予定日（出産日）が属する年度の1ヶ月あたりの所得割保険税額と均等割保険税額を免税対象月分減免

【対象期間】

産前1ヶ月～出産予定月～産後2ヶ月（4ヶ月分）

多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月相当分を減免

【届出受付期間】

出産予定日の6ヶ月前から、出産後の届出も可能



	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定日			
多胎の方			出産予定日			

※令和6年1月施行のため、それより前の期間については、減免の対象とならない。たとえば、令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月相当分の保険税が減免される。太囲み線が対象期間。

R5年8月	9月	10月	11月	12月	R6年1月	2月
			出産予定日			